

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札(郵送入札)に付します。

令和7年3月24日

名古屋市契約事務受任者
名古屋市西区長 高岡 豊彦

1 入札に付する事項

(1) 件名

山田支所区民福祉課 小型貨物自動車(ハイブリッド車)の賃貸借

(2) 業務内容

別添仕様書による

(3) 履行期間

令和7年6月1日から令和12年5月31日まで(60ヶ月)

(地方自治法234条の3に基づく長期継続契約)

車両の登録及び納車は令和7年6月1日に行うものとする。上記の期日に納車できない場合は、本市と協議の上、納車までの期間について本仕様書と同等程度の車両による代替車(ただし、ハイブリッド車に限定せず、同等排気量のガソリン車も可とし、新車を納入することは要しない。代替車については任意保険(一般車両保険付)をつけること。)を用意すること。

(4) 履行場所

名古屋市西区山田支所区民福祉課(名古屋市西区八筋町358番地の2)

(5) 入札方法

郵送入札とする。

入札は、単価(月額賃貸料)で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱(平成15年3月5日付け15財用第5号)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 令和7年度及び令和8年度名古屋市競争入札参加資格審査において申請区分「物件

の買入れ又は物件の借入れ」、申請業種「自動車・自転車」または「物件の借入れ」の競争入札参加資格を有すると認定され、登録された者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく更生手続開始の決定後、2(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、2(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとししない者であること。ただし、官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた者については、特別の理由があり適当と認める場合に限り、入札に参加することができる。
- (7) 本公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (8) 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がない者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約事務担当部局

〒452-0815 名古屋市西区八筋町358番地の2

名古屋市西区山田支所区民福祉課保護・子ども担当

電話 052-501-4971 FAX 052-503-3986

- (2) 入札説明書等の入手方法

本市ウェブサイトの調達情報サービスからダウンロードすること。

アドレス (<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>)

- (3) 本公告に対する質問

ア 質問方法 質問は、下記のあて先へあらかじめ電話の上、FAXまたは電子メールにて送信すること。（様式は問わない）

名古屋市西区山田支所区民福祉課保護・子ども担当

電話 052-501-4971 FAX 052-503-3986

電子メールアドレス：a5014971@nishi.city.nagoya.lg.jp

イ 質問期限 令和 7 年 3 月 31 日(月) 午後 5 時 00 分まで

ウ 質問の回答 質問者には個別に回答を行うほか、令和 7 年 4 月 7 日(月) までに名古屋市公式ウェブサイト上の調達情報サービスに回答を掲載する。

- (4) 入札書の提出

ア 入札期間

令和7年4月10日(木)から令和7年4月17日(木)午後5時まで

イ 提出先

〒452-0815 名古屋市西区八筋町358番地の2
名古屋市西区山田支所区民福祉課保護・子ども担当
電話 052-501-4971 FAX 052-503-3986

ウ 提出方法

二重封筒を用い、(4)アの入札期間中に(4)イの提出先に到達するように書留または簡易書留郵便にて郵送すること。

中封筒に入札書を入れて封印し、中封筒表面に入札参加者の商号又は名称・所在地・開札日及び入札件名を記載すること。外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載すること(別添「封筒記載例」を参照)。

なお、本入札への参加を希望する者は、あらかじめ本入札に参加する旨をイの提出先まで連絡すること。ただし、この事前連絡がなくても本入札への参加は有効とする。

(5) 開札の日時及び場所等

ア 日時 令和7年4月18日(金) 13時00分

イ 場所 名古屋市西区八筋町358番地の2
名古屋市西区山田支所2階 第1会議室

ウ 入札回数は3回とする。初回入札が不調に終わった場合、入札参加者に2回目の入札期間を伝達した上で郵送による入札を実施する。

また、最低価格の入札者が複数あるときは、くじ引きにより落札候補者又は次順位者を決定する。ただし、入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員がくじを引かない入札者に代わりくじを引くこととする。くじにより落札候補者を決定したときは、落札候補者の入札書にその旨を記入し、くじを引いた入札者全員がその旨を確認できるようにする。

(6) 落札候補者の決定

予定価格の制限の範囲内に入札を行った者のうち、最低価格提示者(以下「落札候補者」という。)から順に資格審査を行ったうえで、後日落札決定とする。

(7) 競争入札参加資格確認申請書の提出

落札候補者となったものは、速やかに競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)を3(1)の場所に持参又は到達するよう郵送により提出すること。

なお、確認申請書は提出を求められた日の翌日から2日(名古屋市の休日を定める条例(平成3年名古屋市条例第36号)第2条第1項に規定する本市の休日を除く。)以内に提出しなければならない。前記期間に、確認申請書を提出しないとき又は入札参加資格確認のための指示に応じないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。この場合においては次順位者を落札候補者とする。

(8) 落札者の決定方法

落札候補者について、競争入札参加資格等の確認の結果、資格があると認められた者を落札者とする。また競争入札参加資格の確認の結果、落札候補者に資格

がないと認められた場合は次順位の者を落札候補者とし、資格確認を行う。

4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札
- (2) 記名押印のない入札又は記入事項を判読できない入札
- (3) 入札事項を記入せず又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (4) 自己がしたと他人の代理人としてしたとにかかわらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (5) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (6) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (7) 予定価格を超過した金額を記載した入札
- (8) 積算内訳書の提示又は提出を求めている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札
- (9) 入札談合に関する情報があった場合に、誓約書の提出を求めたにもかかわらず誓約書の提出をしない者のした入札
- (10) 入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (11) 入札公告又は入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- (12) 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- (13) 申請書等の提出を求められたにもかかわらずこれを提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらずその指示に応じない者のした入札
- (14) その他、入札の条件に違反した入札

5 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金の納付義務
入札保証金は免除とする。契約保証金は、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 31 条の規定に該当する場合に、免除することとする。
- (3) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分
1 か月あたりの単価（月額賃借料）で定める。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 契約書の作成
ア 契約書は、2 通作成し、双方各 1 通を保管する。
イ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付するものとする。
ウ 契約事務受任者名古屋市西区長及び契約の相手方が共に契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 契約金額の支払
ア 契約の相手方は、代金の支払請求については、仕様書に記載のあることのほ

かは、本市の指示に従い行うものとする。

イ 契約の相手方は、本市の定める手続により、事前に口座振替の登録を受けなければならない。

(7) 談合その他の不正行為に係る賠償額の予定

この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、談合その他の不正行為にかかる特約条項に基づき損害賠償を請求するものとする。

(8) その他

ア 本公告に係る調達においては、本公告において定めるほか、「名古屋市競争入札参加者手引」に定めるところによるものとする。

イ 談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがある。